

北茨城市宿泊促進補助事業  
宿泊事業者向けマニュアル

事務局：北茨城市 環境産業部 商工観光課

北茨城市宿泊促進事業（旅行支援）は、新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要等が減少する状況下において市内の宿泊施設の利用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として、宿泊事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付します。

※ 事業の手続き方法については、おおむね「いば旅あんしん割（全国旅行支援）」に合わせるかたちとしました。ただし、補助額の違いやクーポン券の取り扱いが無いなどの違いがありますのでご了承ください。

## 1 事業概要

### (1) 補助対象（以下のいずれかに該当する方）

- ① ワクチン3回目接種している方
- ② 以下のいずれかの検査で陰性の方

検査の種類	陰性証明の有効期限
PCR 検査または抗原定量検査	検体採取日を含めて4 日以内
抗原定性検査	検体採取日を含めて2 日以内

<ワクチン・検査の対象外となる旅行者>

以下のいずれかに該当する方は、ワクチン接種または検査の実施なしでも支援の対象となります。

・同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者 ※同伴する12歳以上の同居者全員がワクチン3回接種済または検査陰性の必要があります。

### (2) 補助内容

1人1泊1万円以上の宿泊費に対して2,000円の補助

※同一旅行は2泊まで

### (3) 対象期間

令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）まで

※3月1日（水）チェックアウト分を含む。

### (4) 事業の停止について

市長の判断により事業を中止する場合があります。

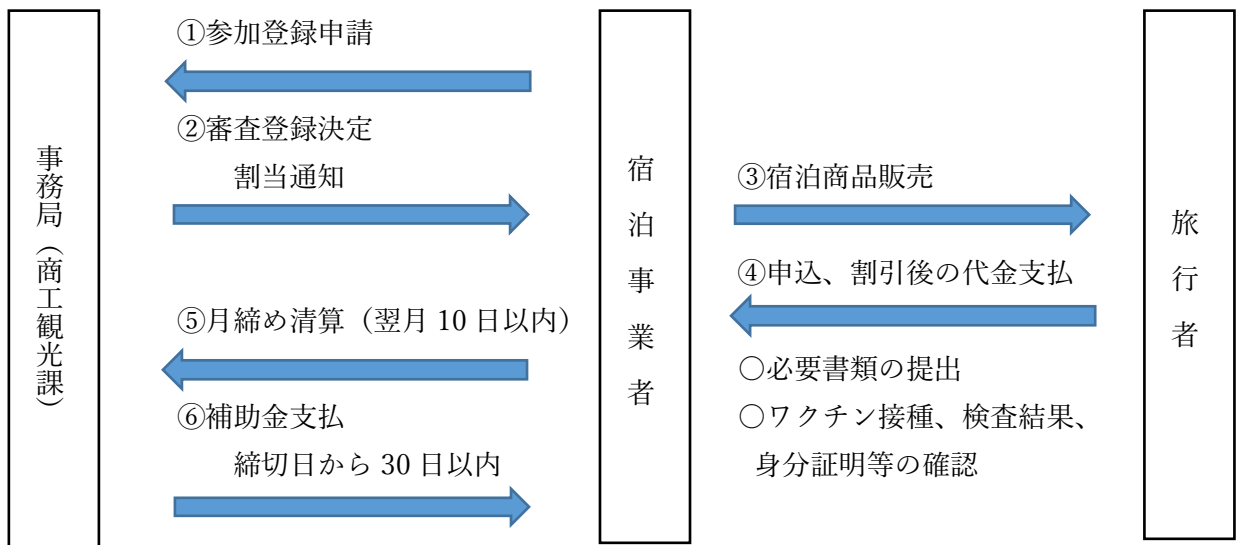
## 2 事業の参加条件

以下の条件にすべて該当する宿泊事業者とします。

- (1) 北茨城市内に所在する宿泊施設であること
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けていること
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定される施設でないこと
- (4) 申込受付時またはチェックイン時に、ワクチン接種または陰性証明及び身分証等を確認できる仕組みがあるもの（コピーは預かる必要はありません。目視のみの確認で可）
- (5) 市長が本事業を停止する場合、同意できること

## 3 事業の流れ

参加申込から清算までの流れは以下のとおりです。



予約方法	割引方法	清算方法
電話又は来店で予約やWEBサイトでの予約（WEB対応ができる場合）	予約者であること、ワクチン接種済証または指定の検査結果が陰性であること、身分証明書等で本人確認し、割引料金（-2,000円）で精算。	宿泊事業者は月締めで旅行者が宿泊した旨を事務局へ報告、割り引いた金額（割引利用者数×2,000円）を請求（翌月10日以内）。内容を精査して事務局から支払い（締切日から30日以内）。

#### 4 申請方法

##### (1) 申請様式類について

北茨城市宿泊促進事業に参加を希望する市内の宿泊事業者は、以下の提出書類により申請を行ってください。

##### <申請提出書類>

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 旅館業法に基づく旅館業の許可を証するものの写し
- ④ 宿泊見込人数の積算根拠となる資料

※宿泊見込人数は一日当たりの宿泊利用可能数、前年の同時期における宿泊者数や予約状況などを考慮して算出していただきますので、その積算資料を提出してください。

事務局は、上記の申請提出書類一式による交付申請を受付後、申請内容を審査の上、事業参加への交付決定作業を行います。

なお、本事業の予算には限りがございますので、申請内容を精査し事務局で割り当てさせていただきますことをご了承ください。

##### (2) 申請期間について

事業告示日から令和5年2月28日（火）まで、随時受付いたします。

##### (3) 参加事業者の開示

補助金交付決定通知書（様式第3号）が交付された事業者は、北茨城市のホームページなどで、対象宿泊施設として掲示させていただきます。

#### 4 補助金について

補助金は、1人1泊1万円以上の宿泊費に対して2,000円となり、同一旅行2泊まで補助できます。

##### 【割引例】 1人1泊10,000円の宿泊料金の場合

	宿泊代金①	割引額②	精算額（割引後） ※お客様支払額	補助額 ※事業者補助額
1泊2日	10,000円	2,000円	8,000円 ①－②	2,000円
2泊3日	20,000円 ※10,000円×2日	4,000円 ※2,000円×2回	16,000円 ①－②	4,000円

## 5 補助対象者（利用可能なお客様）

以下の条件を満たす方が当事業の補助対象者となります。

- (1) 国内居住者による市内宿泊旅行
- (2) ワクチン3回接種が完了している方  
または、以下のいずれかの検査で陰性の方

検査の種類	陰性証明の有効期限
PCR 検査または抗原定量検査	検体採取日を含めて4 日以内
抗原定性検査	検体採取日を含めて2 日以内

<有効期間の判定について>

宿泊日（連泊の場合は初日）を基準に判定します。

連泊の場合は、宿泊日の初日において有効期限内であれば、翌日も有効とします。

<ワクチン・検査の対象外となる旅行者について>

同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者

※ 同伴する12歳以上の者全員がワクチン3回接種済または検査陰性の必要  
があります。

## 6 補助対象者であることの確認方法

補助対象者に該当するかどうか書類（コピー、画像も可）等により確認してください、目視確認のみで書類の提出は不要です。

<書類確認のポイント>

### (1) ワクチン接種の書類確認

- ・ 「3回目」の接種が完了していること  
※「4回目」の接種証明でも有効です。
- ・ 本人であることを確認すること（本人確認書類による確認）

### (2) 検査の確認書類

- ・ 受検者氏名
- ・ 検体採取日
- ・ 検査結果
- ・ 検査方法
- ・ 検査所名

以上が明記されている検査結果通知書（コピー可）で確認してください（メール、アプリなど電子での提示も可）

<その他の確認事項>

- ・ 本人であることを確認すること（本人確認書類による）

- ・ 陰性であること（陽性、判定不能の場合は、利用者のお住いの県の相談窓口にご相談）
- ・ 有効期限内であることを確認（宿泊日を基準に判定してください）
- ・ 検査方法の確認（PCR 検査・抗原定量検査・抗原定性検査のいずれか、検査方法により有効期限が変わります）

○ 「陰性証明書」と「陰性の分かる書類」の違い

「陰性証明書」は医師が問診等を行い発行する、より精密な証明書を指します。（診断書等と同等のものです）

当事業では「陰性証明書」ではなく「陰性結果の分かる書類や通知」で適用が可能です。

民間の検査機関等で「陰性証明書」の発行を依頼すると、断られる・追加費用が発生する場合がございますので混同されませんようご注意ください。

※検査費用は自己負担となります。

※自己検査キットは対象外となります。

(3) 本人確認書類

本人や住所等の確認は「運転免許証」・「住民票」・「パスポート」・「住民基本台帳カード」・「健康保険証」・「マイナンバーカード」その他、居住実態の分かる書類（賃貸契約の書類等）で行ってください。

## 7 補助対象となる商品について

北茨城市内の宿泊施設の宿泊商品で、1回の予約につき2泊分利用可能です  
<セットプランについて>

旅行者の予約時に確定している、宿泊以外のサービスがセットになったプランも補助対象となります。ただし、金券類などをセットにしたプランは補助対象外です。

補助対象・対象外のセットプランについて以下に例示します。

サービス内容	対象
飲み物、食事	○
お土産	○
入場券（換金性が低く、かつ払い戻しができないもの）	○
エステ、マッサージ	○
体験型アクティビティ、ゴルフ	○
タクシー、バス、旅客船、レンタカー	○
金券類（商品券、クオカード、図書券、宿泊券、旅行券、ビール券、切手、収入印紙 等）換金性の高いもの	×
宿クーポン、マイレージ	×
その他転売や払い戻しにより換金することが容易なもの	×
その他、事務局が不相当と認めたもの	×

※予約時にサービス内容が確定しているセットプランが対象です。当日に追加発注するサービスは対象外です。

## 8 補助対象商品の販売について

### (1) 割引額について

本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に「北茨城市宿泊促進事業」による補助額があることを、利用者が認識できるように表記を行ってください。

### (2) 利用条件について

以下の内容を明示し、利用者の同意を得てください。

- ・ 宿泊日当日において、ワクチン3回目接種済であること  
または有効期間内の検査結果が陰性であること（PCR 検査・抗原定量検査・NEAR法は検体採取日を含め4日以内、抗原定性検査の場合は検体採取日を含めて2日以内が有効期限となります）
- ・ 検査結果の提示は、①受検者氏名、②検体採取日、③検査結果、④検査方法、⑤検査所名が明記されているものを利用すること1枚の書類で必要事項を満たさない場合には補助書類を持参すること
- ・ 条件を満たさない場合の対応について（取消料の扱い、料金の変更が発生する場合はその内容等）
- ・ 確認書類の持参忘れ等により、チェックインまでに予防接種済証または検査結果通知書を確認できない場合、後日の提出は認められないこと
- ・ 理由の如何にかかわらずキャンセル料の補填はされないこと  
（事業停止の場合においても、キャンセル料の補填はございません）
- ・ 「全国旅行支援」の利用（併用可）については、茨城県の定める条件、ルールに従う必要があること
- ・ その他、事業者側より利用者に通達する必要があると思われる事項について（適用対象外のプランがある場合、クーポンの利用の可不可等）

## 9 補助対象商品の販売確認方法

北茨城市宿泊促進補助事業の利用確認として、宿泊確認書（様式第8号）を作成（準備）し、利用者から署名を授受します。

宿泊確認書（様式第8号）は、実績報告の際の確認資料として、事務局への提出が必要です。

## 10 キャンセルの取り扱い

北茨城市宿泊促進補助事業では、キャンセル料は一切補填いたしません。



## 11 補助金割当について

### (1) 補助金の分配割り当てについて

事務局が決定した補助金の配分割当は、あくまでも予算の目安です。

本事業は予算に限りがあることから、申請内容を精査して事務局で割り当てさせていただきます。

当初はこの割当額の範囲内で宿泊プランをご設定ください。販売実績報告で事務局が販売できる見込みがないと判断した場合、補助金の配分割当を減額する場合があります。

減額した分は、事務局が判断した時点で販売見込みのある事業者に再配分を行います。

### (2) 補助金の配分割当が足りなくなった場合について（追加配分の申請）

当初の割当額が消化見込みになった場合（割り当てられた割引原資の総額が足りなくなる見込みの場合）事務局にご連絡ください。その際、利用予定分を含めた消化状況が分かるよう補助金変更申請書（様式第4号）を事務局にご提出ください。

「1 変更申請額」の欄は、変更後の金額の総額を記載し「（変更前）」の欄には、交付決定を受けている額を記載してください。

また、「2 計画変更の理由等」の欄には、変更する理由を記載してください。

ご提出いただいた変更申請書の内容を審査し、事務局で追加配分を決定させていただきます。

但し、予算の状況によっては追加配分できない場合もありますので予めご了承ください。

<記入例：北茨城市宿泊促進事業補助金変更申請書（様式第4号）>

○ 期間中の宿泊見込人数 30 人、交付決定額 60,000 円から人数 30 名分を追加する場合の変更申請の記入例

1 変更申請額 120,000 円（変更前 60,000 円）

※30人（前回申請分）+ 30人（追加分）= 60人（合計数）

60人（合計額）× 2,000円（補助額）= 120,000円（変更後総額）

**※おおよそ8割の消化見込を目安に追加配分申請を事務局に行ってください。**

## 12 販売実績報告について

### (1) 実績報告

当月末締め翌月10日必着で、実績報告書(様式第6号)を郵送またはご持参にて提出してください。※10日が土日祝の場合、翌平日必着

事務局からの振込は、各月販売実績報告期日(毎月10日締切)より30日以内に行います。

※期日を過ぎますと、補助金の支給が出来ませんのでご注意ください。

※次項にあるとおり、追加配分になった分も含めて上記スケジュール通りに報告をお願いいたします。

#### <販売実績報告書の提出書類>

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 実績内訳シート(様式第7号の1及び7号の2)
- ③ 宿泊確認書(様式第8号)
- ④ 利用実績が証明できる書類(実績が確認できるもの。予約記録や領収証や予約台帳、予約帳簿等、実績を確認できるもののコピー)
- ⑤ 請求書(様式第9号)

### (2) 補助金額の確定・請求

事務局は、上記の販売実績報告書一式による交付申請を受付後、申請内容を審査の上、補助額の確定作業を行います。

書類に不備や誤りがあると支払いに影響が出ますので、すべての書類一式に間違いがないか、提出前に再度ご確認の上、郵送またはご持参にて提出してください。

書類に不備や誤りがあった場合や期日遅れの場合は、補助金が支払われない場合があります。また、請求漏れも期限内に行われなかった場合は補助金が支払われませんので十分にご注意ください。

### (3) 実績が証明できる書類(事業者様ご用意分)

事業者が実際に予約・精算管理で利用している実績が確認できるもの。

#### 【実績証明の一例 ※いずれかの提出】

- ・予約記録(コピー可)
- ・予約台帳(コピー可)
- ・予約帳簿(コピー可)
- ・領収証(コピー可)

※その他、実績が客観的に確認できるものであれば結構です。

**【問い合わせ】**

北茨城市宿泊促進事業事務局

北茨城市役所 環境産業部 商工観光課

担当：鈴木、滝、柴田

〒319-1562 北茨城市磯原町磯原 1630

TEL 0293-43-1111 (内 363) / FAX 0293-43-3030